

平成23年9月12日発行

## 龍ヶ崎監督署の掲示板

編集発行：龍ヶ崎労働基準監督署  
龍ヶ崎市川原代町4区6336-1  
〒301-0005 0297(62)3331

### 1 龍ヶ崎地区全国労働衛生週間準備打合せ開催される。

**全国労働衛生週間スローガン = 見逃すな 心と体のSOS みんなでつくる健康職場 =**

平成23年9月6日、龍ヶ崎市文化会館において龍ヶ崎地区全国労働衛生週間準備打合せが開催されました。

特別講演は、筑波大学大学院システム情報工学研究科の教授山海嘉之氏による「最先端人支援技術、ロボットスーツのある未来」と題して、人に役立つ研究開発、その技術を育てる大切さについて分かりやすく説明されました。

山海嘉之教授は、ロボットスーツHALを開発した研究者であり、サイバーダイン(株)(資本金66億円)の創設者兼CEOでもあります。HALは、装着することによって身体機能を増幅・補助することができるサイボーグ型ロボットで、歩けなかった患者が自分の意思で歩けるようになり、現在、100以上の病院やリハビリ施設で機能回復に使われています。

ロボットスーツHAL

山海嘉之教授



### 2 平成23年8月末現在における製造業の労働災害状況（龍ヶ崎労基署管内）

平成23年8月末現在の製造業における労働災害の発生状況は、休業4日以上死傷者数は42人と前年同時期と比較して11人、18%の減少をしています。

また、機械や設備などに挟まれ・巻き込まれ災害は、10人と製造業全体の20%を占めています。

なお、他の業種が減少している中、食料品製造業においては4割増加し、転倒事故が7人と食料品製造業の死傷者数の半数を占めている状況です。

#### 休業4日以上製造業死傷者数（速報値8月末現在）

業種	平成23年	平成22年	前年比	増減率
食料品製造	14	10	+4	+40%
化学工業	6	9	-3	-33%
金属製品	11	18	-7	-39%
一般機械	2	2	0	0%
電気機械	2	6	-4	-67%
製造業合計	49	60	-11	-18%

### 3 10月8日から茨城県最低賃金額が変わります。

茨城県最低賃金が2円（引き上げ率0.29%）引き上げられました。

件名	時間額	効力発生年月日	適用範囲
地域別最低賃金	692円	平成23.10.8	茨城県内の事業所で働くすべての労働者 (特定(産業別)最低賃金が適用される労働者を除く。)

最低賃金制とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

#### Q1. 最低賃金はどのような賃金を対象としているのですか？

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

- 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 時間外割増賃金・休日割増賃金・深夜割増賃金
- 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)や1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

#### Q2. 月額で決めている場合、最低賃金額以上となっているかどうかは、どのようにして調べるのですか？

月給の場合は、賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金(時間額)と比較します。

例 茨城県で食料品製造業に働く労働者A子さんの場合(条件)

年間労働日数 255日、1日の所定労働時間数 8時間

月給額 117,000円（基本給と諸手当を加算した金額。但し、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当は含まない。）

『A子さんは、茨城県で「食料品製造業」に働いているので、茨城県特定最低賃金が該当せず、地域別最低賃金である茨城県最低賃金が適用されます。

計算式に当てはめると、

$$\begin{array}{ccccccc} \text{月額} & & \text{年間労働時間数} & & \text{時間換算額} & & \text{最低賃金額} \\ 117,000\text{円} \times 12\text{ヶ月} \div (255\text{日} \times 8\text{時間}) & \longrightarrow & & & 688\text{円} & < & 692\text{円} \end{array}$$

となります。

したがって、平成23年10月8日(土)以降、茨城県最低賃金額未滿となり、最低賃金法に違反することになります。』

最低賃金額を上回るには、

年間労働日数を変更せず、月給額の賃金を1,000円引上げ、118,000円にした場合、計算式は、

$$\begin{array}{ccccccc} 118,000\text{円} \times 12\text{ヶ月} \div (255\text{日} \times 8\text{時間}) & \longrightarrow & & & 694\text{円} & > & 692\text{円} \end{array}$$

となり、この場合は、茨城県最低賃金以上となり、最低賃金法違反にはなりません。